次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。〇 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

用する社内取引システム	管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなけれうものを業として行う者に限る。)が整備しなければならない業務	以下この項及び第百五十八条第五項において同じ。)を使用して行令第二十六条の二の二第七項に規定する利設取引システムを除く。	取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、	当該有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格その	組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者とし	引システム(当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理	の委託の取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)であって社内取	める売買立会又は立会によらないものに限る。)又はこれらの取引	取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定	品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引 (法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(取引所金融	2~5 略]	第七十条の二 [略] 第七十条の二 [略]	業務管理体制の整備)	改正後
											[項を加える。]	[2~5 同上]	第七十条の二 [同上]	(業務管理体制の整備)	改 正 前

れていること。
設するものを除く。)の運営の状況を把握するための措置がとら

適切な説明を行うための措置がとられていること。 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う目的を踏まえたげる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該二 その使用する社内取引システムに関し、顧客に対して、次に掲

- 当該社内取引システムを使用する場合の条件

口

テムの運営に関する情報加できる者、取引の条件の決定方法その他の当該社内取引シスー当該社内取引システムを開設する者、取引の条件の決定に参

(注文伝票)

第百五十八条 [略]

5 第一項及び第三項の規定に上|| 2~4 略]

当該社内取引システムの名称

(注文伝票)

「2〜4 司上」第百五十八条 [同上]

[項を加える。]

	と が 判	6 ぎ 第二	市場	三 当該:	二当
.中の [] の記載は注記である。	のようにしなければ 1000円ではいれば	ぎに関する第一項の注文伝票は、当該取次ぎに関するものであるこ 第二項及び第三項の規定によるもののほか、前項に規定する取次.	場等及び社内取引システムにおける価格並びにその時刻	該社内取引システムの使用に際して比較した取引所金融商品	当該社内取引システムにおいて決定された価格及びその時.
		37.] 「項を加える。]		1日	刻